平成２１年（フ）第３３３号
新潟県新潟市南区上下諏訪木80番地の１
債務者　川嶋　　剛
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第３３６号
新潟県新潟市中央区二葉町３丁目5932番地574　日和山Ｂ棟254
債務者　貝沼　継朗
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第１６８号
静岡県田方郡函南町塚本187番地の３、前住所静岡県御殿場市東田中1250番地　グリーンガーデン302
債務者　大野　公司
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２２６号
静岡県沼津市大塚990番地の11　県営原団地Ｍ―406
債務者　石田　智子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２３４号
静岡県沼津市高島町12番11号
債務者　本田万里子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２４０号
静岡県沼津市東椎路1007番地の11　青山ハイツ202
債務者　池田智恵子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２４９号
静岡県沼津市石川728番地の６　第２のぼりマンション401号
債務者　小林　　恒
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第２６８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1896番地の11　ヴェルデュール103、前住所静岡県沼津市我入道秋葉町448番地の17
債務者　眞野　　翔
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３２１号
静岡県御殿場市保土沢510番地の５　フレグランス上・大沢Ｂ102、前住所静岡県御殿場市御殿場51番地　ソレーユ101
債務者　加瀬　　修
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３２２号
静岡県御殿場市保土沢510番地の５　フレグランス上・大沢Ｂ102、前住所静岡県御殿場市御殿場51番地　ソレーユ101
債務者　加瀬　順子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第３２８号
静岡県伊豆市修善寺43番地　エクセル修善寺202
債務者　鈴木かおり
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第１２６４号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目58番地の２
債務者　北澤設備こと　北澤　孝雄
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１２６５号
名古屋市中村区稲葉地町６丁目58番地の２
債務者　北澤眞智子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１５７５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　35号棟308号室
債務者　藤井　典子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１５９５号
名古屋市東区前浪町４番４―601号　市営前浪荘
債務者　浅野　充俊
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第１２８号
愛知県岩倉市八剱町郷前12番地７
債務者　山中　聖子
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第７０号
京都府亀岡市西つつじケ丘大山台１丁目13番４号
債務者　杉本　俊博
１　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
京都地方裁判所園部支部破産係